

キャッシュカード規定

第1条 カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金、無利息型普通預金（決済用預金）を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合（法人の場合、当行所定のATMに限ります。）
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（以下「CD」といいます。）またはATM（以下CDとATMを合せて「自動機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合（法人の場合、当行所定の自動機に限ります。）
- (3) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合（法人の場合、当行所定の自動機に限ります。）
- (4) 当行のATMを使用して当行所定の預金口座から振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳またはカードを使用して預入をする場合（以下この取扱いを「振替」といいます。）
- (5) 当行がオンライン端末機による即時決済業務を提携した加盟店（以下「加盟店」といいます。）の端末機を使用して売買取引について当該加盟店に対して負担する債務の即時決済をする場合（「デビットカード取引」といい、「デビットカード利用規定」により取扱います。ただし、貯蓄預金のカードはご利用いただけません。）
- (6) 当行と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）に対して、カードを提示して預金口座振替の依頼を行うことにより、当行の「口座振替受付サービス」を利用する場合（「Pay-easy〔ペイジー〕口座振替受付サービス利用規定」により取扱います。ただし、貯蓄預金のカードおよび第8条に規定する普通預金の代理人カードはご利用いただけません。）
- (7) 当行のATMを使用して、ATM外貨預金入出金サービスを利用する場合（ATM外貨預金入出勤サービス取扱規定）により取扱います。ただし、貯蓄預金のカードおよび第8条に規定する普通預金の代理人カードはご利用いただけません。）
- (8) 当行のATMを使用して、当行所定の各種サービスの申込みおよび届出を行う場合
- (9) その他当行所定の取引をする場合

第2条 ATMによる預金の預入れ

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先では通帳はご利用いただけません。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) カードによる預入れの場合は、「ご利用明細票」には預入金額を表示しておりません。受取書が必要な場合は、窓口営業時間内に「ご利用明細票」を窓口にご呈示ください。受取書を作成します。

第3条 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 ATMによる振込

- (1) 当行およびカード振込提携先のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる振込にかかる1回あたりの払戻しは、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して振込をする場合に、振込金額と振込手数料および第7条に規定する自動機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

第5条 ATMによる振替

- (1) 当行のATMを使用して振替をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMに払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳またはカードを挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は不要です。
- (2) ATMによる振替は1円単位とし、1回あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振替は、当行所定の支払限度額、または当行の定める金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 当行のATMを使用して振替をする場合に、振替金額と第7条に規定する自動機利用手数料金額との合計額が振替ることのできる金額を超えるときは、その振替はできません。

第6条 ATMによる各種サービスの利用申込み、諸届等

当行の認めるATMを使用して、次の各種サービスの利用申込みおよび各種届出等を行うことができます。

(1) 暗証番号変更サービス

暗証番号は、当行の認めるATMを利用して変更することができます。暗証番号を変更する場合は、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。

(2) カードによる1日あたりの支払限度額減額サービス

カードによる1日あたりの支払限度額（自動機による預金の払戻し、ATMによる振込、デビットカードの利用を含みます。）は、当行の認めるATMを利用して当行が定める金額の範囲内で減額することができます。カードによる1日あたりの支払限度額を減額する場合はATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、届出の暗証および減額後の支払限度額を正確に入力してください。この場合、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定等によらず、当行所定の方法による届出は必要ありません。なお、支払限度額を増額する場合は、本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。

(3) デビットカードの利用停止・利用停止解除

当行の認めるATMを利用してデビットカードの利用停止もしくは利用停止解除を届出ることができます。この届出を受けたときは、当行は直ちにデビットカードの利用停止もしくは利用停止解除の措置を講じます。

(4) その他当行所定の各種サービスの利用申込みおよび各種届出等を行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に

従ってカードを挿入するなどし、その他所定の事項を正確に入力してください。なお、各種サービスの利用申込みおよび各種届出にあたり、暗証の入力を求められた場合は届出の暗証を正確に入力してください。

第7条 自動機利用手数料等

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) A T Mを使用して預金の預入れをする場合には、当行および入金提携先所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。
- (3) A T Mを使用して振込をする場合には、当行およびカード振込提携先所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。
- (4) A T Mを使用して振替をする場合には、当行所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。なお、前記(1)(2)(3)に定める手数料と合せて「自動機利用手数料」といいます。
- (5) 自動機利用手数料を申し受ける場合は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、支払提携先、入金提携先およびカード振込提携先の自動機利用手数料は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落したうえで当行から各提携先に支払います。
- (6) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落したうえで当行からカード振込提携先に支払います。

第8条 代理人カードによる預金の預入れ・払戻し・振込・および振替

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名(法人の場合は、日常の経理事務の権限を委任している方)に限ります。)による預金の預入れ、払戻し、振込、および振替の依頼をする場合には、当行が認めた場合に限り、代理人のためのカードを発行します。この場合、本人(法人の場合は代表者)から代理人の氏名(法人の場合は役名)、暗証を届出てください。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

第9条 A T M・自動機の故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等により当行のA T Mによる預金の預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、入金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により当行の自動機による預金の払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額、日付、電話番号を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。
- (4) 停電・故障等により当行のA T Mによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記第2項による他、振込依頼書を提出することにより、振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

第10条 カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のA T Mもしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

第11条 カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。この場合に、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記第12条、第13条によるものとします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたと認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第12条、第13条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第12条 偽造カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第13条 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本人が個人である場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (1) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明できた場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政

婦など。)によって行われた場合

C 被害状況についての当行に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随してカードが盗難にあった場合

第14条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人（法人の場合は代表者）から当行所定の方法によって当行に届出てください。

第15条 カードの再発行等

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第16条 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、支払提携先の自動機、入金提携先およびカード振込提携先のATMを使用した場合の支払提携先、入金提携先、カード振込提携先の責任についても同様とします。

第17条 解約、カードの利用停止等

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

(3) カードの差替え等により当行が新たにカードを発行し、現在使用中のカードの利用を取りやめる場合（ただし、前記第1項の預金口座を解約する場合を除きます。）には、カードを破棄してください。なお、カードを破棄しなかったことにより生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。

(4) 次の場合には、当行はカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 後記第18条第2項に違反したとき

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

④ 普通預金規定、貯蓄預金規定または総合口座取引規定により預金口座の預金取引が停止されたとき

第18条 譲渡、質入れ等の禁止

(1) カードの所有権は当行に帰属するものとし、カードは当行が本人または代理人に貸与するものとし、

(2) カードは、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定してはならず、または他人に貸与してはならず、占有または使用させることはできません。

第19条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先のATMを使用した場合には、当行所定の振込規定にかえてカード振込提携先の定めにより取扱います。

第20条 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2024年2月1日現在

